

慶弔等渉外細則

第一章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第26条の規定に基づき、慶弔費および渉外費について必要な事項を定めるものとする。

第二章 慶弔費

(慶弔費の支給対象と内容)

第2条 慶弔費の支給は次のとおりとする。

1. 慶弔費の支給は原則行わない。
2. 第1項に定めた事項以外で支給の必要が生じた場合は、会長・副会長・会計で協議し支給を決定する。

第三章 渉外費

(渉外費の支出対象と内容)

第3条 渉外費の支給対象と内容は、次のとおりとする。

1. 鞍掛神社例大祭、梅宮神社節句祭など近隣神社から祭礼列席の招待を受けた場合、玉串料 5,000 円および献酒2本を持参する。ただし、衣川天満宮春祭りに関しては、御神輿御魂入れ儀式があるため、玉串料 10,000 円および献酒2本を持参する。
2. 前項に定めた事項以外で謝礼等支出の必要が生じた場合は、会長・副会長・会計で協議し支出を決定する。

付則

1. この細則は、平成17年12月18日から施行する。
2. この細則は、役員会の議決により細則の改正を決定した日（平成22年1月17日）から施行する。（第2条の慶弔費の支給内容の一部改正）
3. この細則は、総会の議決により細則の改正を決定した日（平成23年3月20日）から施行する。（第3条の渉外費の支給内容の一部改正）
4. この細則は、総会の議決により細則の改正を決定した日（平成29年3月20日）から施行する。（第2条の慶弔費の支給内容の一部改正）
5. この細則は、総会の議決により細則の改正を決定した日（令和2年3月15日）から施行する。（第2条の慶弔費の支給について改正）